

◆H28年度からの八幡浜市の保育所の保育料

単位：円

八幡浜市の階層区分	標準時間基準額(月額)			短時間基準額(月額)		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
生活保護世帯	0			0		
市民税非課税世帯	9,000		6,000	9,000		6,000
C1 市民税均等割額のみ	14,500		13,000	12,000		10,500
C2 1以上 24,300未満	18,000		15,500	15,500		13,000
C3 24,300以上 48,600未満	19,500		16,500	17,000		14,000
D1 48,600以上 65,000未満	24,000	21,500	20,000	21,500	19,000	17,500
D2 65,000以上 81,000未満	27,000	23,500	23,000	24,500	21,000	20,500
D3 81,000以上 97,000未満	30,000	27,000	26,000	27,500	24,500	23,500
D4 97,000以上 121,000未満	34,000	30,000	28,000	31,500	27,500	25,500
D5 121,000以上 145,000未満	39,500	34,000	31,500	37,000	31,500	29,000
D6 145,000以上 169,000未満	44,000	37,000	34,000	41,500	34,500	31,500
D7 169,000以上 213,000未満	48,000	39,000	36,000	45,500	36,500	33,500
D8 213,000以上 257,000未満	49,000	39,500	37,500	46,500	37,000	35,000
D9 257,000以上 301,000未満	50,000	41,000	38,000	47,500	38,500	35,500
D10 301,000以上	54,000	44,000	39,000	51,500	41,500	36,500

※C2～D10は市民税所得割の税額です。

※市民税が次の控除を受けている場合は、控除前の課税額となります。

住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除 寄付金税額控除 等

●保育料は保育時間の認定により区分されます

保育料は、保育標準時間と保育短時間の2つに区分されます。保育標準時間の保育料と保育短時間の保育料では差があります。

●保育料の決定について

保育料は、児童の保護者または生計を一にしている扶養義務者(家計の主宰者)に対して課税される**市民税の税額を算定根拠に決定します**。保育料の算定は年に2回、上半期と下半期に行います。

・4～8月分の保育料:平成27年度の市民税の税額に基づき決定(上半期)

・9～3月分の保育料:平成28年度の市民税の税額に基づき決定(下半期)

●保育料の減額について

平成28年度から年収約360万円未満相当のひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯および多子世帯の保育料の軽減が拡充されます。

① 年収約360万円未満相当のひとり親世帯、在宅障害者(児)のいる世帯の第1子の保育料

単位:円

八幡浜市の階層区分	標準時間基準額(月額)			短時間基準額(月額)		
	保育時間:午前7時30分～午後6時 (白浜・宮内は午後6時30分まで)			保育時間:午前8時～午後4時		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
生活保護世帯	0			0		
市民税非課税世帯	0	0		0	0	
C1 市民税均等割額のみ	6,750	6,000		5,500	4,750	
C2 1以上 24,300未満	8,500	7,250		7,250	6,000	
C3 24,300以上 48,600未満	9,250	7,750		8,000	6,500	
D1 48,600以上 65,000未満	12,000	10,750	10,000	10,750	9,500	8,750
D2のうち 65,000以上 77,101未満	13,500	11,750	11,500	12,250	10,500	10,250

※ここでの年収約360万円未満相当の世帯とは、保育料決定の際に算定される市区町村民税所得割の額がD2階層77,101円未満の世帯です。

※第2子以降の保育料は無料となります。その際算定の対象となる第1子の年齢制限が撤廃されます。(算定の対象となるのは生計を一にする子どもに限ります)

② 年収約360万円未満相当の共働きの多子世帯の保育料

第2子は半額(下記の一覧表の金額です)、第3子以降は無料となります。今年度から、算定の対象となる第1子の年齢制限が撤廃されます。(算定の対象となるのは生計を一にする子どもに限ります)

※ここでの年収360万円未満相当の世帯とは、保育料決定の際に算出される市区町村民税所得割の額がD1階層57,700円未満の世帯です。

◆D1階層57,700円未満の世帯の第2子の保育料

単位:円

八幡浜市の階層区分	標準時間基準額(月額)			短時間基準額(月額)		
	保育時間:午前7時30分～午後6時 (白浜・宮内は午後6時30分まで)			保育時間:午前8時～午後4時		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
生活保護世帯	0			0		
市民税非課税世帯	4,500	3,000		4,500	3,000	
C1 市民税均等割額のみ	7,250	6,500		6,000	5,250	
C2 1以上 24,300未満	9,000	7,750		7,750	6,500	
C3 24,300以上 48,600未満	9,750	8,250		8,500	7,000	
D1のうち 48,600以上 57,700未満	12,000	10,750	10,000	10,750	9,500	8,750

③ 年収約360万円以上相当の多子世帯の保育料

①、②以外の多子世帯の軽減は従来どおりの取扱いです。

同一世帯で2人以上の子どもが保育所または幼稚園に入所・入園の場合は保育料が減額されます。

年齢の一番高い児童(全額)、2番目に高い児童(半額)、3番目以降(無料)